		ビジネス応援積金
ご利用いた	ただける方	法人および個人事業主の方
お預	り 期 間	1 年以上 5 年以内(1 か月単位)
お預入れ	預入方法	契約期間内で掛金を分割受入。
		集金扱いのみとします。
	預入金額	20,000 円以上100,000 円以内
	預入単位	1,000 円単位
払 戻	方 法	満期日以後に一括して払い戻します。
お利息	適用金利	固定金利
		契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用しま
		す。
	利払方法	給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回
		りを乗じて計算します。
·		・個人事業主の給付補てん金には復興特別所得税が追加課税さ
税	金	れ、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかり
		ます(なお、マル優は利用できません)。
		・法人は総合課税となります。
手 数 料		_
付加できる特約事項		「総合口座」の担保とすることはできません。
中途解約時のお取扱い		満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により
		計算した利息とともに支払います。
		①初回払込日から解約日までの期間が1 年未満の場合
		解約日の普通預金利率
		②初回払込日から解約日までの期間が1 年以上の場合
		約定年利回り×60%
		(ただし、解約日の普通預金利率を下限とします)
金利情報の入手方法		利回りは店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
その他参考となる事項		・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期
		間繰延べるか、または約定年利回り(1 年を365 日とする日
		割計算) の割合による遅延利息をいただきます。
		・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算
		します。
預金保険について		預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000
		万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の
		口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合
		計して 1,000 万円までとその利息等が保護されます)。